

AMCOR LTD 【I0600】

(Amcors Limited)

を保有されている投資家の皆様へ

－ 子会社株式分配案＜意思確認等＞のお知らせ －

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、AMCOR LTD の子会社株式分配案につきまして、現地保管機関より現地分配日の変更およびお客様の意思確認が必要となった旨の通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下線部参照) つきましては、受取方法をご選択のうえ、2014 年 1 月 10 日(金)までにご回答いただきますようお願い申し上げます。お客様のご回答がない場合は、下記第 5 項(1)「分配株式の売却を選択した場合」をご選択いただいたものとしてお取扱いさせていただきます。

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 分配の内容 : AMCOR LTD が同社のオーストラリア地域における繊維、金属、ガラス製品の容器製造部門、及び、米国、オーストラリアにおける包装部門をスピンオフ(分離・独立)し、新会社である Orora Limited を設立する。
2. 分配比率 : 保有する AMCOR LTD 株式 1 株に対し、ORORA LTD 株式(大和コード: I5690) 1 株の分配。
3. 現地権利落日 : 2013 年 12 月 18 日
4. 現地分配開始日 : **2013 年 12 月 31 日**
(前回通知: 2013 年 12 月 27 日)

5. お客様にご選択いただく受取方法について:

分配される ORORA LTD 株式は以下の通り、(1) 売却を選択し売却代金から国内の税額を控除するか、(2) 入庫を選択し別途国内の税額を支払う 2 つの選択があります。

(1) 分配株式の売却を選択した場合:

お客様が ORORA LTD 株式の売却を希望する場合には、売却代金から下記第 7 項の課税標準額から算出される国内税額を控除した金額を円貨にてお支払いします。(なお、国内税の源泉徴収が不要なお客様は除きます。また、お客様口座への入金日は未定です) 売却代金は譲渡所得の対象となりますが、「特定口座」損益計算の取扱いを行わないため、別途確定申告が必要となります。
なお、下記第 6 項の回答期限までに選択を行わない場合には、当第 5 項(1)の売却の取り扱いとなります。

(2) 分配株式の入庫を選択した場合：

お客様がORORA LTD株式の入庫を希望する場合には、ORORA LTD株式をお客様の口座へ入庫し、同日、下記第 7 項の課税標準額から算出される国内税額を徴収します。(国内税の源泉徴収が不要なお客様は除きます。また、お客様の口座への入庫日は未定です)

6. 受取方法の選択期限 : 2014 年 1 月 10 日(金)

上記期限までに、ご希望の受取方法をお取引いただいております弊社窓口までお知らせ下さい。
上記期限までに、ご選択の回答がない場合は、上記第 5 項(1)「分配株式の売却を選択した場合」
をご選択いただいたものとして、お取扱いさせていただきます。

7. 課税関連

現地：非課税

国内：課税（分配されるORORA LTD株式の取得は、配当所得として課税対象となり、以下の算式により計算される課税標準額に基づき源泉徴収額は決定されます。（前回通知：未定）

課税標準額（円貨）

$$= \text{ORORA LTD 分配数} \times 0.03 \text{ 豪ドル} \times 91.98 \text{ 円/豪ドル}$$

(※1) (※2) (※3)

(※1) AMCOR LTD 権利付株数 ÷ 1

(※2) ORORA LTD 株式の 1 株当りのみなし配当額

(※3) 現地分配開始日における対豪ドル TTB レート

(ただし、現地分配開始日が当社の非営業日の為、2014 年 1 月 6 日となります。)

【課税標準算出の例】AMCOR LTD 株式を 2,000 株保有している場合

$$2,000 \text{ 株} \times 0.03 \text{ 豪ドル} \times 91.98 \text{ 円/豪ドル} = 5,518 \text{ 円}$$

(※1) (※2) (※3)

(※1) 2,000 株 ÷ 1 = 2,000 株 (小数点以下切捨て)

(※2) 2,000 株 × 0.03 豪ドル = 60.00 豪ドル (小数第 3 位四捨五入)

(※3) 60.00 豪ドル × 91.98 円/豪ドル = 5,518 円 (小数点以下切捨て)

・1 株未満割当部分についても同様に算出します。

8. その他

： ・当子会社株式分配にて生じる、1 株未満株式につきましては、上記第 5 項のお客様の選択に係わらず売却処分とし、上記第 5 項 (1) に準じてお支払いします。

・分配される子会社株式は、2013 年 12 月 18 日付でオーストラリア証券取引所に上場しました。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。

本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社